

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和5年11月9日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300052 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300018 号

## 第 1　結論

請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における平成 27 年 7 月 27 日の標準賞与額を 6 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2　請求の要旨等

### 1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 57 年生

住　　　所　：

### 2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 27 年 7 月 27 日

私は、A 事業所から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。

請求期間の賞与支給明細書はないが、請求期間における A 事業所からの振込額が確認できる預金通帳を提出するので、請求期間の賞与を記録してほしい。

## 第 3　判断の理由

請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、A 事業所から請求期間に 6 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した

後の令和2年8月31日年金事務所受付)していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300064 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300019 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年3月10日から同年8月1日まで

私は、請求期間にB県C市にあったA社にD業務として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者の記録がないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が判明した者に対して行った文書照会(以下「同僚照会」という。)の回答及び陳述から、請求者は、期間は特定できないが、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成24年7月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成25年8月\*日に閉鎖していることが確認できる上、同社に係る閉鎖登記簿謄本の役員欄及び閉鎖事項全部証明書により確認できる請求期間の代表取締役及び取締役は、オンライン記録により既に亡くなっていることが確認でき、監査役は特定できないため文書照会を行うことができない。

また、上記閉鎖事項全部証明書により確認できるA社の閉鎖時の代表取締役は、同社に係る資料は保存期限経過のため廃棄しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料の納付及び控除について、いずれも不明である旨回答している上、同社の破産管財人も、同社に係る資料を保管していない旨回答していることから、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚

生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

さらに、A社における請求期間に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて、同僚照会に回答及び陳述があった複数の同僚は、同社では試用期間中（期間は個人により異なる。）の従業員は加入させておらず、本人の希望により異なる取扱いであり加入しない者もいた旨回答及び陳述していることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、請求者に係る請求期間当時の住所地であるE市の担当者は、住民税課税基礎資料（給与支払報告書等）の保存期間は7年であり、昭和58年の所得が確認できる資料は保存期限が経過しているため保管していない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社において請求期間前の昭和57年9月1日から請求期間後の昭和59年1月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、請求者の同被保険者原票は見当たらず、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。